

## 企画総務委員会記録

- 1 日 時 令和元年9月17日(火)  
午前 9時58分 開会  
午前11時19分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 永 易 英 寿 副委員長 越 智 克 範  
委員 井 谷 幸 恵 委員 篠 原 茂  
委員 藤 原 雅 彦 委員 伊 藤 優 子  
委員 山 本 健十郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者
- ・副市長 寺 田 政 則
  - ・企画部
- |             |           |                            |         |
|-------------|-----------|----------------------------|---------|
| 部長          | 鴻 上 浩 宣   | 総括次長(地方創生推進<br>監・地方創生推進課長) | 佐 薙 博 幸 |
| 次長(総合政策課長)  | 河 端 晋 治   | 次長(別子銅山文化遺産課)              | 秦 野 親 史 |
| 財政課長        | 木 俵 浩 毅   | 情報政策課長                     | 山 内 嘉 樹 |
| 別子銅山文化遺産課主幹 | 藤 田 和 久   |                            |         |
| ・総務部        |           |                            |         |
| 部長          | 園 部 省 二   | 総括次長(人事課長)                 | 高 橋 正 弥 |
| 契約課長        | 堀 尚 子     |                            |         |
| ・消防本部       |           |                            |         |
| 消防長         | 毛 利 弘     | 次長(通信指令課長)                 | 高 橋 裕 二 |
| 総務警防課長      | 中 川 雅 彦   | 総務警防課主幹                    | 後 田 武   |
| ・建設部        |           |                            |         |
| 建設部長        | 高 須 賀 健 二 | 建築住宅課長                     | 神 野 宏   |
- 6 委員外議員 白川 誉
- 7 議会事務局職員出席者  
議会事務局次長 飯尾 誠二 主任 村上 佳史

8 本日の会議に付した事件  
別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 9時58分

●永易委員長：開会挨拶

○寺田副市長：挨拶

### ◎総務部関係（総務部その他関係者）

【一括議題】議案第54号～議案第57号、議案第59号（新居浜市総合防災拠点施設建設工事及び高機能消防通信システム整備工事の請負契約変更議案）

◇議案第54号 工事請負契約の変更について

◇議案第55号 工事請負契約の変更について

◇議案第56号 工事請負契約の変更について

◇議案第57号 工事請負契約の変更について

◇議案第59号 工事請負契約の変更について

○堀契約課長：説明（契約内容）

○神野建築住宅課長：説明（工事概要）

### < 質 疑 >

●伊藤委員：地下構造物の玉石が発見されず、1週間の工期延長との説明を受けたが、先日、消防からいただいた総合防災拠点施設の本体工事の経緯では、平成28年11月時点で一括発注だったのが、平成29年1月に分割発注にされている。そういう点で金額が高くなったのではないか。

○神野建築住宅課長：金額の増額については、工事の工法の変更と排水処理設備に係る設備費と人件費となっている。

●伊藤委員：それを分割発注したということか。

○中川総務警防課長：分割発注とは、建築本体を一括して発注するのではなく、例えば電気設備、本体工事、空調、衛生、それぞれの工事を分割して発注するということである。一括発注するよりも、それぞれの工事の請負業者を増やせるということで分割発注している。

●伊藤委員：平成28年11月で一括発注となっていたものが、2か月後に分割発注になっているため、聞いたものである。

○毛利消防長：当初、総合防災拠点施設の予算を組むときには、いろいろと変遷があり、今まで大きく3回ほど変わっているが、3カ年の継続費を組む前に、一括発注より分割発注のほうが地元業者の参入も期待できるということがあったため、最終的には分割発注と委託料の増加などを決定したが、今回の増額とは直接関係はない。

●山本委員：矢板の打ち込み工法と排水問題について、3か月ぐらいの遅れでよく済んだと思っ

ているが、排水処理と矢板の打ち込み方法の変更の内訳はどうなっているのか。また、このようなことは当初の設計段階でわからなかったのか。

○神野建築住宅課長：内訳であるが、矢板の工法の変更による増額が1,326万1,000円。排水処理に係る増額が6,096万円となっている。次に設計調査時において、玉石については、地盤調査をした結果5、6センチの玉石があることはわかっていたが、5、6センチの玉石であれば振動打ち込みで十分打ち込みができる範囲であることから、振動打ち込みで設計している。地下水については、設計調査時に地面から4.7メートルのところに水脈があることはわかっていたが、この工事では掘削が約4メートルであり、水が出てこないという現工法での設計をしていた。しかし、地下水については時期にもよるため、4メートルの掘削でも水がたくさん出てきたということである。

●越智副委員長：今の話では追加分が2件で約7,400万円。予定価格が1億5,000万円増額ということで残りは何になるのか。また、玉石の分で1週間、排水で3カ月遅れている。しかし、工期の延長はそれ以上に大幅に延びている。大幅に延びている原因と先ほどの理由説明は合わないと思うがどうか。

○神野建築住宅課長：金額については、変更の合計が7,422万1,000円である。

○高須賀建設部長：建築工事の請負代金、元受け変更前が27億7,398万円。これが変更後、28億4,800万円ということで、増加額が7,400万円となっている。先ほど、1億という話があったが、その額は不明である。

●越智委員：今の変更理由の説明は全体に関する話で、建築だけではないはずだから、1億5,000万円がふえたその金額全体に対する説明をして欲しい。また、工程が大幅に遅れている説明は、建築部分で3カ月と1週間だったと思うが、残りの大幅な遅れは、一体何か。全体の説明がないと思うがどうか。

○高須賀建設部長：5つの工事のうち、建築工事だけで約7,000万円の増額である。1億5,000万円というのではない。残りの4工事については、建築工事の工期が伸びたことによって、同じように工期を伸ばしたということである。

●越智委員：工期については、説明だと3カ月と1週間である。ところが全体の工期は大幅に延びている。建築だけではなく、ほかの要因で延びているのではないか。

○神野建築住宅課長：説明不足であり、申し訳ない。建築工事については、3カ月の延長と矢板の打ち込みで1週間となっているが、今回の工事については、電気設備や機械設備、空調設備が全て一緒になって動いていることから、全ての工事を建築にあわせて調整しようとする、4カ月の工期延長となる。

●越智委員：このように工程が遅れたのは、建築だけの要因ではないと思うので、大きく工程が遅れた要因が何かということを知りたい。工程が遅れたから、お金も増えたのではないかと考えており、建築だけの要因ではないと思うので、その部分の詳しい説明はないのか。

○神野建築住宅課長：今回の工期延長については、建築設備工事の工期変更に伴って起きたものである。建築工事については、3カ月と1週間の延長であるが、先ほども説明したように電気、機械、空調の各工事の工程を調整したところ、4カ月ほどの工期延長が必要となったことから、工期の延長をしたいと考えている。

- 越智委員：平成29年9月22日から令和2年の3月21日までずれたのではないか。  
(違うとの声あり)
- 越智委員：済みません、勘違いをしていた。

休憩 午前10時18分／再開 午前10時19分

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第61号 新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第76号 財産の取得について

○堀契約課長：説明（契約内容）

○中川総務警防課長：説明（取得概要）

< 質 疑 >

●藤原委員：株式会社ライフテックが落札したということで、今回初めて聞く会社名だが、消防関係での過去の入札実績はあるのか。

○堀契約課長：株式会社新日本ライフテックは、松山市に本社のある会社であり、昭和57年6月に設立され、新居浜市で業者の参加資格登録申請を開始したのが、平成25年からということになっている。取扱品目としては、車両、自動車用品、医療機器や衛生用品、消防・防災用品等であり、愛媛トヨタ、日本機械工業などの代理店をしている。また、高度管理医療機器の販売業の許可も取得している。今までの実績としては、新居浜市では初めての納入となるが、今回の一般競争入札の公告の条件として、県内で過去10年以内に同規格の救急自動車を納入した実績があることという条件をつけている。直近では、平成30年度に四国中央市に高規格救急車を納入している。また、同じく平成30年度には八幡浜市に救命資機材を納入していたり、平成29年度には愛媛県で新生児用の救急自動車を、東温市で高規格救急車を納入するなど同種の実績は有している。

●藤原委員：愛媛トヨタ自動車株式会社西条・新居浜店に関しても過去の実績はあるのか。

○堀契約課長：落札者の新日本ライテックのほかに愛媛トヨタ自動車、愛媛日産自動車の2者に参加いただいたが、この2者とも納入実績は持っている。

●篠原委員：2,000万円以上の動産もしくは不動産については議会の承認がいるということであるが、これは1,770万円であるため、最初は2,000万円以上の価格を想定していたのか。

○堀契約課長：これは予定価格が2,000万円以上のものということになっており、当初の予定価格は、2,000万円を超える金額を想定していたが、入札の結果、下回るような結果になっている。

●篠原委員：去年の決算委員会で新しい救急自動車を見に行ったときにはAEDの装置もあったが、今回もAEDは後から入るのか。

○中川総務警防課長：AED等の高度な救急救命資機材等についてであるが、今回納入する車両本体とは別に救急資機材として購入することとしている。

●山本委員：入札参加業者において、地元業者があまり参加していないと思うが、新居浜市での地元業者の入札実績はあるのか。

○堀契約課長：今回の参加資格条件としては、県内に本店、支店、営業所があることという条件に加えて過去10年以内に愛媛県内に高規格救急自動車を納入している実績があること、この2点を主な参加資格要件としている。新居浜市に参加資格の登録をしている業者の中で自動車の取り扱いをしている業者で特に取扱品目に救急車を挙げている業者というのが、今回参加した愛媛トヨタ自動車と愛媛日産自動車、日産プリンス愛媛販売の3者であるが、新居浜市内に支店があるのは愛媛日産自動車と日産プリンス愛媛販売の2者だけとなっており、今回参加した愛媛日産自動車は、過去に新居浜市でも救急車の納入実績を持っている。愛媛トヨタ自動車も過去には、新居浜市に納入をした実績はある。

●山本委員：地元業者が実績ある中で特に維持管理等の対応は特に問題なかったのかということ伺いたい。

○中川総務警防課長：愛媛トヨタ自動車については、隣の西条市に支店がある。距離的にも大生院を少し越えたところであり、日常点検、定期点検、車検等、車の不具合については、一括して責任を持ってやってもらっているが特に不具合等はない。また、救急の資機材については、救急医療機器メーカーが主に修理等の対応をしているので、車両と資機材とのすみ分けの中で管理をしているところである。

●井谷委員：先ほど別に購入するというので、AEDの他には主にどういったものを購入し、全体としてどれくらいの金額になるのか。

○中川総務警防課長：高度救命処置用資機材等として、9月に日本船舶薬品工業高松営業所が1,470万円で落札している。このなかには、AED、自動心臓マッサージ器、心電図の測定装置など、救急救命士が行ういわゆる特定行為に必要な資機材等が含まれている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時35分 / 再開 午前10時36分

## ◎消防関係（消防その他関係者）

### ◇議案第70号 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○中川総務警防課長：説明

#### < 質 疑 >

●篠原委員：欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除しているが、成年被後見人は精神上的の障害があり自分で自分のことができない状況にあるものということだが、そのような人が本当に消防団員として活動することができるのか。

○中川総務警防課長：本条例の改正のもとになる、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括整備法の趣旨に基づいたものであり、成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重し、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないようにという趣旨である。具体的な消防団員としての活動は、災害活動など危険な従事は厳しいと思うが地域における避難所運営や広報活動など、消防団員として実際にどのようなことができるかというのは、その方に応じた審査、判断を、消防団とも協議しながら進めていきたいと考えている。

●井谷委員：施行が12月14日というのは、なぜか。

○中川総務警防課長：一括整備法の公布が令和元年6月14日であり、地方公共団体の条例等の施行については、その半年後であるため12月14日である。

#### < 討 論 > な し

#### < 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時41分 / 再開 午前10時42分

## ◎予算議案（企画部その他関係者）

### ◇議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○木俣財政課長：説明

#### < 質 疑 >

●篠原委員：生涯活躍のまち推進事業で木育キャラバンキット製作業務委託料1,276万円ということだが、年間を通じて実施するのか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進監・地方創生推進課長）：おもちゃをつくる作業に係る委託

料であるため、年間を通じてではなく今年度中におもちゃをつくり上げて納品してもらう内容である。旧若宮小学校の1階部分が感性を育むゾーンとなり、昨年11月3日、4日に旧若宮小学校の体育館で木育キャラバンを実施したが、そういうキャラバンや1階の木育コーナーで定期的に変換するおもちゃを作製する業務委託である。

●篠原委員：常設はするが、テーマを定期的に交換するということか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進監・地方創生推進課長）：常設はするが、おもちゃの種類は変えていく。

●篠原委員：スマートシティ推進事業費について、地域ポイントや電子決済システムになると、カードの発行などが年寄りには難しいのではないかという声を聞くが、その手助けはするのか。

○河端企画部次長（総合政策課長）：Tポイントカードのようなカードを考えており、市役所に来て申請してもらって発行することを考えている。

●篠原委員：老人会の皆さんにお聞きしたが、スイカのようなカードにポイントを入れるのならやりやすいが、新しく申請してというのは難しいのではないかという声があった。

○河端企画部次長（総合政策課長）：できるだけ市民の方が発行しやすい方策を今後考える。

●山本委員：子ども・子育て支援臨時交付金をもう少し詳しく教えてほしい。

○木俣財政課長：10月から幼児教育・保育が無償化されるということで、3歳以上の幼稚園、保育所に通っている子供は全て保育が無償化されるということになるが、それに伴い、保育料収入がなくなるため、市の持ち出しがふえるが、その増加分に対して今年度は国が一括して特例交付金という形で交付するというルールになっており、その総額として今回計上した約2億3,000万円が幼稚園分と保育所分を合わせた額になる。来年度以降は、それぞれの無償化になる部分の財源の負担割合が、国2分の1、県4分の1、市4分の1と決まっており、市の負担部分については消費税の増税分を充てるというルールになっている。今年度については負担増の部分は全て国が負担する形で交付されることとなった。

●山本委員：今回、私立保育園の場合は、給食費を集めなくてはいけなくなる。先日、日経新聞にも出ていたが、非常に施設の負担がふえる。それについて今後要望が出てくる可能性もあるし、3歳未満児のこともあるし、無償化なのに給食費を取られるのもおかしいという意見もあったり、給食費等も支援しようとする自治体もあるという話も聞いている。難しい問題もあると思うが、保育園等の実態等については、どう考えているのか。

○木俣財政課長：3歳未満の子供が今回無償化にならないため、保育料を払い続けるということと、3歳以上で無償化になるのに副食費は無償化にならない。また、私立保育園は今まで市が保育料を徴収して必要な経費を支払うという形になっていたが、今回の無償化に関しては、国のルールで私立保育園については副食費を市が代理徴収することはできず、各園が徴収することが決められている。副食費の問題は公立保育園も同じであり、今まで保育料として集めていた中に副食費が入っていたが、今回それができないということで、副食費を各園で徴収する形になる。今回の補正予算で、諸収入として約950万円計上しているが、副食費は今までは保育料として徴収してきたが、それができないので改めて諸収入として計上している。無償化といいながら無償化に

なっていないということと、2歳以下の低年齢児については無償化になっていないということは、全国的に大きな議論の中心になっていくと思うので、今後国がどう考えていくかにもよるが、乳幼児の保育需要は非常に高まっているので、その辺りをにらみながら、今後制度は変わっていくのではないかと考えている。

●山本委員：消費税の2%増税分は地方消費税で入ってくるが、その使途や予算組みについては今からだろうが、考えはあるのか。

○木俣財政課長：10月から地方消費税が上がるということで、地方消費税交付金が市に入ってくる。今の時点では額の見込みはできていないが、理論的には率がふえた分だけで考えると、大体6億円ふえるのではないかと考えている。今回の幼児教育・保育の無償化で令和2年度からは無償化にかかる部分の4分の1が市の負担になるという話をしたが、それで考えると公私立保育園、認定こども園を含め、子育て支援課が管轄している部分では一般財源で7,200万円から7,300万円程度ふえるだろうと見込んでいる。私立幼稚園で必要となる財源が大体5,000万円だと思われるので、合計1億2,500万円から1億3,000万円くらいは負担がふえるだろうと考えている。今回の消費税と地方消費税の増分は幼児教育・保育の無償化だけではなく、介護従事者の処遇改善などにも使うことが明言されているので、介護給付費が上がった部分の市の持ち出しがどれくらいふえるかは今の段階ではまだ計算していないが、そういうものも含めて、国の考え方は、ふえた部分は社会保障財源に充てるということなので、地方財政計画の中でそれに見合う分の歳出を組むだろうと知っている。ふえた分は基本的には補填されるという考えである。

●伊藤委員：財政的に市の負担になることはないのか。

○木俣財政課長：今の国の考え方では、基本的には補填されるはずだと考えている。

●井谷委員：雑入で公立保育所関係のことを言われたが詳しく説明してほしい。

○木俣財政課長：雑入958万5,000円は先ほど説明した副食費であり、おかず代ということで副食費をもらっているが、今までは保育料として集めていたが、保育料がなくなるため、副食費の部分を雑入として予算計上したということである。

●井谷委員：スマートシティ推進事業費について、どういうものか詳しく説明してほしい。

○木俣財政課長：基本的にはシステムをつくるための委託料である。内容としては、データ活用のためのプラットフォーム、いわゆるベース部分をつくるのと先ほど総合政策課長が説明したポイント事業の部分になる。

●伊藤委員：ポイント事業については、どういうカードにするかはまだ決めていないのか。

○河端企画部次長（総合政策課長）：9月9日付で国から交付決定があった段階であり、今から検討していく。

●伊藤委員：新しいカードをつくるよりは既存のカードを利用するほうが、カードが1枚少なくなるし、いいと思うが。

○河端企画部次長（総合政策課長）：検討する。

●井谷委員：セキュリティはどう考えているのか。

○山内情報政策課長：現在考えられるものは全て考慮することとしている。安全性が担保されるように努力する。



●井谷委員：どのようにするのか。

○山内情報政策課長：現在詳細が決まっているものではないが、世間一般で言われている、今考えられるセキュリティについては担保したいと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時13分／再開 午前11時14分

## ◎請願・陳情関係

◇請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出方について

< 意 見 ・ 討 論 >

●伊藤委員：日本政府はこれまでも核兵器廃絶には積極的に取り組んでおり、自身が核兵器を保有しないことを国際社会に誓約するとともに、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議案を提出し、核不拡散にも取り組んできた。日本は唯一の被爆国であり、核兵器禁止条約の目指すものは理解できるが、この条約には、アメリカ、イギリス、ロシアなど核兵器保有国が反対し、さらに韓国、NATO加盟国などの核兵器の脅威にさらされている非核兵器保有国の支持も得られていない。このような状況下で、政府は核保有国と非保有国が一緒になって段階的に進める必要があることから反対の立場をとったものと理解しているため、反対する。

●井谷委員：賛成の立場である。請願趣旨にもあるように、2年前になるが、この条約が122カ国の賛成を得て採択された。使用はもとより、核兵器の開発、実験、生産などを全面的に禁止するという画期的な内容となっている。現在70カ国が署名し、23カ国が批准とあるが、この間カザフスタンが批准し、26カ国が批准している。世界各国で批准が進むよう、世論喚起の取り組みも広がっている。唯一の戦争被爆国である日本は、アメリカの核の傘に依存することなく、核兵器廃絶への流れを指導すべきだ。一刻も早く条約を批准することを求めるというように請願趣旨で述べており、そのとおりだと思う。本市は昭和59年に核兵器廃絶都市宣言をしている。ことし広島、長崎の市長も条約の批准を求めている。私はことし静岡の母親大会に行ったが、焼津では第5福竜丸の件で、被爆者は自分で最後にしてほしいというようなことがあった。そういうことで、核兵器禁止条約にぜひとも批准してほしいと願っている。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

○閉会 午前 11時19分 閉会

## 企画総務委員会付託案件表

令和元年9月17日

### ○総務部関係（総務部その他関係者）

- 議案第54号 工事請負契約の変更について
- 議案第55号 工事請負契約の変更について
- 議案第56号 工事請負契約の変更について
- 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 議案第59号 工事請負契約の変更について
- 議案第61号 新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 財産の取得について

### ○消防関係（消防その他関係者）

- 議案第70号 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### ○予算議案（企画部その他関係者）

- 議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	2・3・16~27
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
5目 企画費	4・28
第8款 土木費	
第5項 都市計画費	4・36
第3表 地方債補正 変更	6

### ○請願・陳情関係

- 請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出方について